



<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育基本法 第12条第2項 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。</li>   <li>・図書館法 第3条 図書館は、図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望に沿い、更に学校教育を援助し、及び家庭教育の向上に資することとなるように留意し、おおむね次に掲げる事項の実施に努めなければならない。（以下、第1号から第9号）</li>   <li>・茅ヶ崎市立図書館条例 第1条 この条例は、図書館法に基づき、茅ヶ崎市立図書館の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。</li>   <li>・茅ヶ崎市立図書館運営規則 第2条 茅ヶ崎市立図書館は、図書館法第3条の規定に基づき次の事業を行う。（以下第1号から第9号）</li> </ul>



<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<p>・茅ヶ崎市立図書館条例 第5条第1項 図書館の第1会議室、第2会議室、第3会議室、第4会議室及び展示ホールを使用しようとする者は、教育委員会の承認を受けなければならない。（以下、第2～3項及び第6条から第14条まで）</p> <p>・茅ヶ崎市立図書館運営規則 第16条第1項 条例第5条第1項の規定により使用の承認を受けようとする者は、茅ヶ崎市立図書館会議室等使用申請書により教育委員会に申請しなければならない。（以下、第17条から第23条）</p>



<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 図書館法 <p>第14条第1項 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。</p> <p>第15条 図書館協議会の委員は、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が任命する。</p> <p>第16条 図書館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他図書館協議会に関して必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。</p> </li> <li>・ 茅ヶ崎市図書館条例 <p>第15条 図書館法第14条第1項の規定により図書館に茅ヶ崎市立図書館協議会を置く。</p> <p>第16条第1項 協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。（以下第2項から第4項）</p> </li> <li>・ 茅ヶ崎市立図書館協議会規則（全文）</li> </ul>



<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 図書館法 <p>第3条 図書館は、図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望に沿い、更に学校教育を援助し、及び家庭教育の向上に資することとなるように留意し、おおむね次に掲げる事項の実施に努めなければならない。</p> <p>第1号 郷土資料、地方行政資料、美術品、レコード及びフィルムの収集にも十分留意して、図書、記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料を収集し、一般公衆の利用に供すること。</p> </li>   <li>・ 茅ヶ崎市立図書館運営規則 <p>第2条第1項第1号 図書、記録、視聴覚資料その他必要な資料を収集し、整理し、及び保存し、一般公衆の閲覧利用に供し、又は貸出しを行うこと。</p> </li> </ul>





<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<p>・図書館法</p> <p>第3条 図書館は、図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望に沿い、更に学校教育を援助し、及び家庭教育の向上に資することとなるように留意し、おおむね次に掲げる事項の実施に努めなければならない。</p> <p>第1号 郷土資料、地方行政資料、美術品、レコード及びフィルムの収集にも十分留意して、図書、記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料を収集し、一般公衆の利用に供すること。</p> <p>第5号 分館、閲覧所、配本所等を設置し、及び自動車文庫、貸出文庫の巡回を行うこと。</p> <p>・茅ヶ崎市立図書館条例</p> <p>第4条 図書館が一般の閲覧に供することを目的として所有する図書、文書、逐次刊行物その他これらに類する物及びビデオテープ、コンパクトディスクその他の視聴覚教育のための資料(以下これらを「図書館資料」という。)を貸出しを受けて図書館外で使用すること(以下「館外使用」という。)ができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 市内に住所を有し、又は市内の事務所若しくは事業所に勤務し、若しくは市内の学校に在学している者</p> <p>(2) 市内にある官公署、学校、会社その他の団体</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が適当であると認める者</p> <p>第5条第1項 図書館の第1会議室、第2会議室、第3会議室、第4会議室及び展示ホールを使用しようとする者は、教育委員会の承認を受けなければならない。(以下、第2～3項及び第6条から第14条まで)</p> <p>・茅ヶ崎市立図書館運営規則</p> <p>第2条</p> <p>第1号 図書、記録、視聴覚資料その他必要な資料を収集し、整理し、及び保存し、一般公衆の閲覧利用に供し、又は貸出しを行うこと。</p> <p>第5号 閲覧所及び配本所を設け、その運営を行うこと。</p>



法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>・ 図書館法</p> <p>第3条</p> <p>第6号 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を主催し、及びこれらの開催を奨励すること。</p> <p>第8号 社会教育における学習の機会を利用して行った学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。</p> <p>・ 茅ヶ崎市立図書館運営規則</p> <p>第2条第6号 読書会、研究会、鑑賞会、講演会、おはなし会、資料展示会等を主催し、及びその奨励を行うこと。</p>



<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<p>・ 図書館法</p> <p>第3条 図書館は、図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望に沿い、更に学校教育を援助し、及び家庭教育の向上に資することとなるように留意し、おおむね次に掲げる事項の実施に努めなければならない。</p> <p>第1号 郷土資料、地方行政資料、美術品、レコード及びフィルムの収集にも十分留意して、図書、記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料を収集し、一般公衆の利用に供すること。</p> <p>第6号 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を主催し、及びこれらの開催を奨励すること。</p> <p>・ 茅ヶ崎市立図書館運営規則</p> <p>第2条</p> <p>第1号 図書、記録、視聴覚資料その他必要な資料を収集し、整理し、及び保存し、一般公衆の閲覧利用に供し、又は貸出しを行うこと。</p> <p>第6号 読書会、研究会、鑑賞会、講演会、おはなし会、資料展示会等を主催し、及びその奨励を行うこと。</p>



法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 図書館法 第3条第4号 他の図書館、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室及び学校に附属する図書館又は図書室と密接に連絡し、協力し、図書館資料の相互貸借を行うこと。</li> <li>・ 茅ヶ崎市立図書館運営規則 第2条第4号 他の図書館、学校、公民館等関係機関と緊密に連絡し、協力し、図書館資料の相互貸借を行うこと。</li></ul>





<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 図書館法 第3条第4号 他の図書館、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室及び学校に附属する図書館又は図書室と密接に連絡し、協力し、図書館資料の相互貸借を行うこと。</li>   <li>・ 茅ヶ崎市立図書館運営規則 第2条第4号 他の図書館、学校、公民館等関係機関と緊密に連絡し、協力し、図書館資料の相互貸借を行うこと。</li>   <li>・ 茅ヶ崎市立図書館館外使用取扱要綱 第2条第3項第1号 藤沢市、平塚市及び寒川町に住所を有する個人 第2条第3項第6号 相互利用の協定を締結した学校に勤務、若しくは在学している者</li> </ul>



<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<p>・子どもの読書活動の推進に関する法律</p> <p>第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。</p> <p>第9条</p> <p>第2項 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。</p> <p>第3項 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。</p> <p>第4項 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。</p>